

第一回 令和4年8月25日

- (1) 医療的ケア児の現状について(手織り・座ぐり)
- (2) 白井市の療育開始までの流れについて
- (3) 白井市こども発達センターの役割について
- (4) 医療的ケア児の協議の場について
(コーディネーター配置や医療的ケア児の情報共有)

第二回 令和4年12月22日

- (1) 令和4年度第1回白井市医療的ケア児支援連絡会
- (2) 医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の趣旨について
- (3) 医療的ケア児コーディネーターの役割について
- (4) 医療的ケア児コーディネーターの配置について

第一回内容**【困難事例 制度の整理】 4事例**

1. 重度心身障害児 18トリソミー
2. 重度心身障害児 18トリソミー
3. ウェスト症候群
4. 虚血性脳症

共通の問題点

白井市に受診できる医療や利用できる障害福祉サービスがない。
医療型児童発達支援がない。医療型短期入所がない。
地域の小学校の受け入れ体制が整っていない。

- ・送迎が難しいのは、医ケア児だからか、事業所の車の問題か、事業所自体が少ないからか。
- 看護師を同乗させる必要があるため、送迎できない事業所が多い。
- どの地域でも医療型の施設が少ないことで課題にはなっていると思う。兄弟に目が向きにくいなかで、両親がつかなくなってしまふことが課題だと思う。
- ・スクールバスが医ケアの子を送迎することはなかなか難しい。
- ・看護師がいないと送迎サービスは利用できない。(家族が一緒なら可)
- ・福祉有償運送の認知度が低いのではないか。
- 自己負担がかかるところが課題だと思われる。

【白井市の療育開始までの流れについて】

- ・幼稚園や保育園からの指摘があった場合、まずは健康課に相談し、該当と思われる場合は障害福祉課に申請する流れとなっている。診断書は無くても、医師の意見書

で療育が必要と判断された場合、サービスを利用することができる。市内の民間 4 事業所（相談支援事業所）と特殊なケース（地域で密な連携が必要）の場合は発達センター（相談支援事業所）でプランを立ててもらうこともある。基本的には利用者に選んでもらう。その他、相談支援事業所の人員の問題で、受け入れが難しくならないように、混み状況を伝えることはある。

- ・2 年前、7 割がセルフプランであった。今は、3 割の児童がセルフプラン、残りの 7 割は計画を立てることができている。そのため、もともとセルフプランの方が、相談支援員と相談する中で、同じ支給量と同じ事業所を使いたいということがあられるかもしれない。

【白井市こども発達センターの役割について】

- ・今年度より、センター化して事業拡大している。
- ・児童発達支援（グループ療育、個別療育）は継続し、その他、地域連携等の支援を拡充している。
- ① 保育園巡回訪問を今年から年 1 回から年 2 回へ増やした。
- ② 幼稚園・保育園の職員向け勉強会を開催しているが、地域の事業所も参加可能になった。
- ③ 今年度より新規事業として、保育所等訪問支援を開始している。
- ④ 専門職相談。センター利用の保護者が対象。放課後等デイサービスが廃止になったことで利用してもらっている。
- ⑤ 地域連携・地域支援。小学校等で困り感がある方に対して、専門職相談では解決が難しく、関係機関と連携を取りながら実施している。

第二回内容

【医療的ケア児の協議の場について】

- ・設置する理由など前年度も説明済。次回 12 月 22 日の子どもワーキングの代わりに実施した。実際の現場の訪問看護ステーションの看護師を協力員として考えている。やましな訪問看護他に声掛け予定である。課題の共有、支援体制の構築を中心に行っていく。子ども WG の下部組織に協議の場とする。情報共有システムを導入して情報共有ツールをさせていただく予定である。

【去年の意見を一部抜粋】

- ・医療的ケア児支援法成立。検討の場を早く作るべき。医ケア児の行き場所が無くなる。NICU から連絡が途切れてしまわないようにしたい。他の市で、公的補助なく赤字になり医療的ケア児の支援から事業所が撤退した事例を聞いた。
- ・医ケア児支援法はできたものの、国県の財務負担なども明確ではなく、また、学校や保育園に医療職を置くようにという難しい課題がある。白井市では、コーディネーターを置くにしても人口規模から専任は難しいと考えている。

位置づけ 方向性	自立支援協議会のこどもワーキンググループの下部組織に位置づけ、事例検討、情報共有を行い、段階的に地域課題を把握し、対応策の検討協議を行う。
協議の内容 (見通し)	(1) 現状把握(各関係機関での医ケア児の対応) (2) 課題の把握、共有 (3) 地域資源の確認 (4) 支援体制の構築
構成員	医療的ケア児等コーディネーター(令和5年度から配置予定)、医療機関(訪問看護)、保健師(市健康課)、保育課、障害福祉課、教育支援課、特別支援学校、相談支援専門員
開催回数	年1~2回

まとめ

第一回

- ・医療的ケア児の現状について共有した。医療的ケア児といっても、個人差が大きく、一人ひとりの課題を抽出し対応していく必要がある。他市で出ている課題を事前に確認しながら進めていけると良いか。
- ・白井市の療育開始までの流れの周知及びこども発達センターの役割の共有がなされた。

第二回

- ・子どもWGの下部組織として、医療的ケア児支援連絡会を開催し、今後医療的ケア児と家族の現状や支援策について検討していく。
- ・令和5年度からは、医療的ケア児等コーディネーターが全数把握(福祉につながっていない医療的ケア児は未把握のため)も含めて対応していけると良いか。
- ・令和5年度から新規の医療的ケア児の対応については、医療的ケア児等コーディネーターを市役所内に配置し対応していく。

● 年間を通してのまとめ

- 今年度は医療的ケアについてを中心に議論を行った、医療的ケア児等コーディネーターの配置が決定したことに関しては一定の成果が出たと感じている。今ワーキンググループで検討すべきことは医ケア児だけでなく、地域の課題は多岐に渡るため次年度は他の課題も検討する必要がある。

● 課題

- 医療的ケア児以外の課題についても十分な検討が出来るようワーキングの回数について再検討が必要